

平成25年改正フロン排出抑制法施行5年経過における点検・検討について

- HFC排出量の急増を背景に、フロン類の使用の合理化や管理の適正化を求めるとともに、フロン類の充填業の登録制及び再生業の許可制の導入等を措置するフロン排出抑制法改正を実施（平成25年改正、同27年施行）。
- 同法の附則において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況等（中略）を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。
- これを踏まえ、今秋、開催を予定する中央環境審議会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会フロン類等対策WGの合同会議において御議論いただきたい。

点検・検討事項（H25改正事項等）

- **製造業者判断基準**：フロン類の使用合理化のために製造・輸入業者が取り組むべき措置を策定・公表。
- **指定製品**：達成すべき目標年度・目標値などの「判断の基準」や指定製品が「表示すべき事項」を策定・公表。
- **管理者判断基準**：管理者による機器の適切な場所への設置、点検等の実施義務。
- **算定漏えい量報告**：一定量以上のフロン類を漏えいさせた管理者の算定漏えい量報告義務。国による公表制度。
- **再生業**：フロン類再生業者の許可制度を創設。破壊・再生証明書の発行義務。
- **充填回収業者**：フロン類の充填を業として行う者も登録制度に追加。充填・回収証明書の発行義務。
- **地方分権フォローアップ**：都道府県による管理者等への指導監督権限について。